



令和3年度久米島町

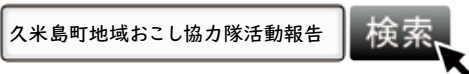
活動報告

久米島町では、今年度 18 名の地域おこし協力隊と 2 名の集落支援員が活動しています。「地域おこし協力隊って何?」「集落支援員って何?」「何をしているの?」「どんな人たち?」久米島町で活動する地域おこし協力隊・集落支援員については是非知っていただきたいというのがこの活動報告の趣旨です。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、町ホームページに今年度取り組んできた活動内容の紹介動画を掲載しました。視聴は次の方法でできます。

QRコードを読み取る



久米島町地域おこし協力隊活動報告で検索



- ①右のQRコードを読み取る
- ②久米島町地域おこし協力隊活動報告で検索

こんにちは！島コンの矢島です。遂にこの3月末をもって、島コンは卒業となります。今後も空き家活用には関わっていく予定です。ので、宜しくお願いいたします。

さて、今回は空き家活用の最終手段として家の解体についてお話ししたいと思います。最近では、色々な自治体で、空き家の解体に関する条例の制定や民間事業者との協定の締結などが進められています。

空き家は放置しておくとうるんでしまうので、最終的には解体するしかなくなってしまう。解体するには費用も手間もかかります。そして、解体してしまうと固定資産税の土地の課税額が高くなってしまう。そう考えると傷むにまかせて、放置する方が楽だと考えていませんか？

空き家を放置するなどの様なデメリットがあるかお伝えすると、まず放置された家だと分かるのと不要物の投棄場所になる危険、草木が茂り害虫が発生する危険（シロア



「解体。。。」



どーも 矢島です

りなどが発生すると、近隣のお宅にも被害が出る危険)、台風等で家が壊れた時に近隣の方に迷惑をかける危険があります。また、そうした危険の責任は所有者にかかります。そうして、放置をしていると、相続や届けを忘失し問題を先送りしてしまう危険。そして、そうなるってしまった時には、今始めるよりも手間も費用もかかる状態になりがちなのです。

そして、その処理をするのは、今やらなかったあなたの愛すべき子孫なのです。

そう考えると、多少の手間はかけてでも、有効な活用を「今」しておくべきなのではないかと思いませんか？

どのような活用方法が適しているのか一緒に考えてみませんか？

※3月の空き家活用相談は、コロナウイルス感染症対策もあり、まずはお電話で問合せください。

お問い合わせ先 場所: コワーキングスペース仲原家 (字真謝20番地) ☎894-6488 info@shimagurashi.net